

令和7年度 国民健康保険料 減額基準額早見表

- ◇ この早見表は、均等割額の減額対象となる所得の基準額を示したものになります。
国民健康保険料の概算については、「国民健康保険料 概算早見表（総所得金額等）」又は「国民健康保険料 概算早見表（給与／年金のみの場合）」をご覧ください。
- ◆ **世帯全員が国民健康保険の加入者の場合**の減額基準額の早見表となります。
世帯主が国保に入っていない方、世帯主又は世帯員に特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度により国民健康保険を脱退した方）がいる場合の減額基準額については、国保資格係にお問い合わせください。

被保険者数	給与 所得者等 の数	減額基準額 (世帯主及び国保加入者の令和6年(2024)年中の 総所得金額等が基準額以下であれば減額該当)		
		1号減額	2号減額	3号減額
1人	0人	430,000	735,000	990,000
	1人	430,000	735,000	990,000
2人	0人	430,000	1,040,000	1,550,000
	1人	430,000	1,040,000	1,550,000
	2人	530,000	1,140,000	1,650,000
3人	0人	430,000	1,345,000	2,110,000
	1人	430,000	1,345,000	2,110,000
	2人	530,000	1,445,000	2,210,000
	3人	630,000	1,545,000	2,310,000
4人	0人	430,000	1,650,000	2,670,000
	1人	430,000	1,650,000	2,670,000
	2人	530,000	1,750,000	2,770,000
	3人	630,000	1,850,000	2,870,000
	4人	730,000	1,950,000	2,970,000
5人	0人	430,000	1,955,000	3,230,000
	1人	430,000	1,955,000	3,230,000
	2人	530,000	2,055,000	3,330,000
	3人	630,000	2,155,000	3,430,000
	4人	730,000	2,255,000	3,530,000
	5人	830,000	2,355,000	3,630,000
6人	0人	430,000	2,260,000	3,790,000
	1人	430,000	2,260,000	3,790,000
	2人	530,000	2,360,000	3,890,000
	3人	630,000	2,460,000	3,990,000
	4人	730,000	2,560,000	4,090,000
	5人	830,000	2,660,000	4,190,000
	6人	930,000	2,760,000	4,290,000
7人	0人	430,000	2,565,000	4,350,000
	1人	430,000	2,565,000	4,350,000
	2人	530,000	2,665,000	4,450,000
	3人	630,000	2,765,000	4,550,000
	4人	730,000	2,865,000	4,650,000
	5人	830,000	2,965,000	4,750,000
	6人	930,000	3,065,000	4,850,000
	7人	1,030,000	3,165,000	4,950,000

	減額後の1か月あたりの均等割額		
	※未就学児	介護分なし (40～64歳以外)	※介護分あり (40～64歳)
1号 (7割減) ※未就学児は8.5割	801円	1,603円	2,018円
2号 (5割減) ※未就学児は7.5割	1,335円	2,671円	3,363円
3号 (2割減) ※未就学児は6割	2,137円	4,273円	5,380円

※この金額には所得割が含まれておりません。所得がある場合は、別途所得割がかかる場合があります。

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成31年4月2日以降の方）の場合は、減額後の均等割額からさらに5割減額となります。

■ 均等割額の減額（減額賦課）とは
世帯主及び国保加入者の前年中（令和6年1月～12月）の総所得金額等が、左の表の基準額以下の世帯については、加入者全員の均等割額が減額されます。

【参考】減額率と減額基準額		減額基準額（計算式）
1号減額	7割	43万円＋（給与または年金所得者の合計数－1）×10万円
2号減額	5割	43万円＋（給与または年金所得者の合計数－1）×10万円＋（30.5万円×世帯の加入者数※）
3号減額	2割	43万円＋（給与または年金所得者の合計数－1）×10万円＋（56万円×世帯の加入者数※）

※世帯の被保険者と特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度により国民健康保険を脱退した方）の人数

■ 減額基準額早見表の見方

被保険者数：国民健康保険の加入者数

給与と所得者等の数：下記の条件に該当する方の合計数

- 給与収入が55万円以上
- 年金収入が60万円以上（64歳以下の場合）
- 年金収入が125万円以上（65歳以上の場合）

※対象者1人に対し、条件に複数当てはまる方（給与と年金両方ある方）でも、「給与または年金所得者の合計数」は1人としてカウントします。

■ 減額の適用には世帯主を含む加入者全員の所得の申告が必要です

減額賦課の判定には、世帯主（国保非加入含む）含めた国保の加入者全員の所得情報が必須となります。

前年中の所得がなかった場合も、申告が必要です

令和7年1月1日に住民登録のあった自治体で住民税の申告または現住所（管轄）の税務署へ所得税の確定申告をしてください

■ 減額の判定において下記に該当する場合は取り扱いが異なります

65歳以上で年金所得がある場合	年金所得からさらに15万円を控除した金額で判定
青色専従者給与額がある場合	それぞれの事業専従者が当該事業から受ける給与と所得の金額はないものとして判定
事業専従者控除額がある場合	必要経費に算入しない
分離長期譲渡所得 分離短期譲渡所得がある場合	特別控除額はないものとして判定
雑損失がある場合	繰越損失適用後の金額で判定

【問い合わせ先】

新宿区 健康部 医療保険年金課 国保資格係
電話 03-5273-4146 / FAX 03-3209-1436